

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和3年3月5日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

支援員を支えるネットワーク構築事業委託業務

(2) 業務内容

複雑な課題を抱えた生活困窮者からの相談が増加し、それにより自立相談支援員等が「燃え尽き症候群（バーンアウト）」となってしまうことが懸念されるため、支援員等を支える相談・助言体制を構築する。

ア 支援員等ヘルプデスクの設置

支援員等が生活困窮者の支援方法に悩んだ際、それについて助言を行うヘルプデスクを設置する。

イ 専門家による支援の実施

司法・医療・福祉の専門家による相談会を開催し、支援員等が専門的な生活困窮者の課題を専門家に相談し、専門家の助言を受けられる相談会を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、3,500,000円（消費税等を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班

電話番号 054-221-3501

(2) 実施要綱、仕様書及び審査要領の配布

ア 交付日時

令和3年3月5日（金）から同月19日（金）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)に同じ。

(3) 提出書類

ア 提出書類

詳細は実施要綱による。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和3年3月22日（月）正午までに郵送又は持参（必着）

7 その他

(1) 詳細は実施要綱、仕様書、審査要領による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。